

重要事項説明書 別紙

令和 7 年 5 月より下記加算（赤文字）の介護報酬が追加されました。その他の単位数は従来とお変わりありません。

負担金の計算方法

- ① 状態区分に応じた 1 日あたりの基準単位に、下記の加算単位を足し、その総単位数のうち
- ② 地域区分別単価を乗じた金額を計算（円未満切り捨て）
- ③ ②のうち負担割合分以外の割合を乗じた金額を計算（円未満切り捨て）
- ④ ②と③の差額が負担金となります。

例) 要介護 1 の方で負担割合が 1 割の方の場合

基本分 7 5 3 単位と下記の各種加算単位を足した単位数のに地域区分別単価（グループホームロイヤル西大井の場合、1 単位が 1 0, 9 円）を乗じたもの（円未満切り捨て）をまずは計算します（1 0 割負担額）。

その後、上記金額に 0. 9（9 割分）を乗じた金額（円未満切り捨て）を計算して、1 0 割負担額と 9 割分の差額が負担額となります。

	項 目	1 日および 1 月あたりの基準単位
状 態 区 分	要支援 2	7 4 9 単位（日）
	要介護 1	7 5 3 単位（日）
	要介護 2	7 8 8 単位（日）
	要介護 3	8 1 2 単位（日）
	要介護 4	8 2 8 単位（日）
	要介護 5	8 4 5 単位（日）
加 算	初期加算	3 0 単位（日）
	入退院支援	2 4 6 単位（日）
	医療連携体制加算Ⅰ（ハ）	3 7 単位（日）
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	1 8 単位（日）
	夜間支援体制加算Ⅱ	2 5 単位（日）
	介護職員等処遇改善加算 1 1 8. 6 %	他の算定した加算の 18.6%
	協力医療機関連携加算	1 0 0 単位（月）
	科学的介護推進体制加算	4 0 単位（月）
	看取り介護加算	7 2 単位～1, 2 8 0 単位（日）

- ※ 厚生労働大臣が定める指定地域密着型サービスに要する費用の額です。
- ※ 初期加算は入所日から 30 日以内の加算です。30 日を超える病院又は診療所への入院の後に指定認知症対応型共同生活事業所に再び入居した場合も、同様です。
- ※ 入退院支援は入居者が、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後 3 月以内に退院が明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保している加算です。1 月に 6 日が限度となります。
- ※ 医療連携体制加算Ⅰ・Ⅲは、訪問看護ステーションの看護師との連携により、24 時間の連絡体制を確保している加算です。
- ※ サービス提供体制強化加算Ⅱは介護職のうち、介護福祉士の資格を持つ者を 60%以上配置している加算です。
- ※ 従来の介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算は介護職員の賃金改善、資質向上の取組み、雇用管理の改善、労働環境の改善に取り組む基準に適合した加算ですが、令和 6 年 6 月より介護職員処遇改善加算に 1 本化されました。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況 - その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービス提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合の加算です。
- ※ 看取り介護加算は、施設で看取りを行った場合の 45 日以内の加算です。
協力医療機関連携加算は、介護施設と協力医療機関の連携を促進し、高齢者の医療体制を強化するために新設された医療費加算です。
加算を算定するためには、入所者の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的に行い、協力医療機関が在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所である必要があります。

上記内容（重要事項説明書 別紙 ）について同意します。

令和7年 月 日

利用者： 住所 印

氏名 印

代理人 住所 印

氏名 印

身元引受人 住所 印

氏名 印